六　入居者又は同居者に所得税法第二条第一項第三十号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦一人につき二十七万円（その者の所得金額から第一号の規定により控除する金額を控除した残額が二十七万円未満である場合には、当該残額）

七　入居者又は同居者に所得税法第二条第一項第三十一号に規定するひとり親がある場合には、そのひとり親一人につき三十五万円（その者の所得金額から第一号の規定により控除する金額を控除した残額が三十五万円未満である場合には、当該残額）

（同号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者を含む。）がある場合には、その寡婦又は寡夫一人につき二十七万円（その者の所得金額が二十七万円未満である場合には、当該所得金額）

（新設）

（新設）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令による改正後の特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（次項において「新規則」という。）第一条第三号の規定は、令和三年七月一日以後に行われる特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行令第二条に規定する所得の計算（以下この項において「所得の計算」という。）について適用し、同日前に行われる所得の計算については、なお従前の例による。

２　前項に定めるもののほか、新規則第一条第三号の規定は、令和三年七月一日以後に開始される特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第六条に規定する特定優良賃貸住宅及び同法第十八条第二項に規定する賃貸住宅（以下この項において「特定優良賃貸住宅等」という。）の入居者の公募に応じて入居の申込みをした者に係る同法第三条第四号イ又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第七条第一号、第二号若しくは第五号若しくは第二十六条第三号若しくは第六号の規定に規定する所得の計算（以下この項において「公募入居者の所得の計算」という。）及び同規則第七条第三号若しくは第四号又は第二十六条第四号若しくは第五号の規定に規定する事情（以下この項において「特別の事情」という。）がある場合において同日以後に特定優良賃貸住宅等の入居の申込みをした者に係る同規則第七条第三号若しくは第四号又は第二十六条第四号若しくは第五号の規定に規定する所得の計算（以下この項において「特別入居者の所得の計算」という。）について適用し、同日前に開始される特定優良賃貸住宅等の入居者の公募に応じて入居の申込みをした者に係る公募入居者の所得の計算及び特別の事情がある場合において同日前に特定優良賃貸住宅等の入居の申込みをした者に係る特別入居者の所得の計算については、なお従前の例による。

（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この省令による改正後の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第一条の規定は、令和三年七月一日以後に行われる住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第二条第一項第一号に規定する収入の計算（以下この条において「収入の計算」という。）について適用し、同日前に行われる収入の計算については、なお従前の例による。

○環境省令第三十一号

建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和三十年法律第百号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令を次のとおり定める。

令和二年十二月二十八日

環境大臣　小泉進次郎

押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令

（国立公園集団施設地区等管理規則の一部改正）

第一条　国立公園集団施設地区等管理規則（昭和二十八年厚生省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一から別記様式第四までの様式中「印」を削る。

（国民公園、千鳥ケ淵戦没者墓苑並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地管理規則の一部改正）

第二条　国民公園、千鳥ケ淵戦没者墓苑並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地管理規則（昭和三十四年厚生省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「別記様式第一」を「別記様式」に改める。

第八条及び第九条を削る。

別記様式第一中「印」を削り、同様式を別記様式とする。

別記様式第二を削る。

（建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行規則（昭和三十七年建設省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「氏名　　印」を「氏名」に改め、備考４を削る。

別記様式第三中「氏名　　印」を「氏名」に改め、備考４を削る。

別記様式第四中「氏名　　印」を「氏名」に改め、備考５を削る。